

仙台市フードバンク活動支援助成金交付要綱

(令和4年3月29日 環境局長決裁)

(目的等)

- 第1条 この要綱は、本市で実施するフードドライブ事業に協力する等、食品ロスの削減を目的として、市内の家庭及び事業者等が未開封食品等まだ食べることができる食品（以下、「未利用食品」という。）を自由に持ち寄ることができる拠点（以下、「回収拠点」という。）を市内に継続して設置し未利用食品の回収を行い、市内に居住する食料の確保に困難を抱えた者（以下、「食料支援希望者」という。）に対して当該未利用食品の提供を行っている団体の活動を支援するため、予算の範囲内で助成する事業について必要な事項を定める。
- 2 助成金の交付については、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 3 本事業は、健康福祉局地域福祉部保護自立支援課及び環境局資源循環部家庭ごみ減量課が共同で所管するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
- (1) 助成事業者 第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた者
- (2) 助成事業 第9条の規定により助成金の交付の決定を受けた事業

(助成金の交付対象者)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 法人格を有する団体であること
- (2) 市内の家庭及び事業者等から無償で未利用食品の回収を行っており、市内に居住する食料支援希望者や困窮者支援団体、こども食堂等に対してこれを無償提供する活動（以下、「フードバンク活動」という。）を行っている団体であること
- (3) 食料支援希望者のアセスメントを実施し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援窓口を紹介する等、自立に向けた助言を行うこと
- (4) 1年以上市内でフードバンク活動を行っている実績があり、第8条の申請時点においても市内で同活動を継続している団体であること
- (5) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (6) 仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと

- (7) 食品ロス削減の啓発を目的として、申請日が属する年度において市長が指定する期日までに啓発イベント又は出前授業を実施すること。ただし、自然災害、感染症拡大その他の助成事業者の責めに帰することができない理由があったと市長が認める場合はこの限りではない
 - (8) フードバンク活動の実績として、取扱重量（食料支援量・受入重量）等の記録を作成し、本市からの求めに応じて記録を提示できること
- 2 前項の規定にかかわらず、営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的として結成された団体又は公共団体が設立した団体は、助成の対象としない。

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第1項第5号に規定する要件は、市長が助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第5条 第3条第1項第5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例（昭和40年条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（助成対象事業）

- 第6条 助成金の交付対象となる事業は、回収拠点を市内に継続して設置し、未利用食品の回収を行い、食料支援希望者へ当該未利用食品を提供することにより食品ロスの削減に取り組むとともに、本市の自立相談支援機関を周知する等により自立に向けた助言を行う事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市又は本市が資本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業は、助成の対象としない。
 - 3 第1項の事業を行うにあたっては、事業の利用者から利用料その他経費を徴収してはならない。

（助成対象経費及び補助率等）

第7条 助成対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。また、交付決定日以前より継続実施している助成対象事業については、次条の申請書の提出があった年度分に限り、助成の対象とする。ただし、本助成金以外に、他の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は、重複する助成対象経費を除くこととする。

- 2 助成額の限度額は、助成事業者1団体につき、100万円とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要(様式2)
- (2) 事業計画書(様式3)
- (3) 収支予算書(様式4)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、当該申請に係る書類等の審査を行ったうえで、申請が到達してから60日以内に助成金交付の可否及び助成金の額を決定し、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定通知書(様式5)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに、仙台市フードバンク活動支援助成金交付申請取下書(様式6)により申請の取り下げをすることができる。

(助成金の交付)

第11条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

- 2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、仙台市フードバンク活動支援助成金請求書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第1項第1号の規定による助成事業に要する経費の配分又は助成事業等の内容の変更の申請は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認申請書(様式8)により行うものとする。

- 2 前項の規定による変更の申請を要しない規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、助成対象事業の内容の変更(当初の事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、助成金の額に変更を生じないものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認通知書(様式9)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取消し又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知する

ものとする。

(助成事業の遂行等の指示)

第13条 市長は、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、助成事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は事業所に立ち入り、書類その他物件の審査をし、若しくは関係者に質問するものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、助成事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 仙台市フードバンク活動支援助成金事業実績報告書(様式10)
- (2) 収支決算書(様式11)
- (3) 食料受入一覧表(様式12)
- (4) アセスメント票(様式13)
- (5) 支援実績一覧表(様式14)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、前項に掲げる書類の記載内容を満たす書類がある場合は、前項第1号の書類を除き、当該書類に代えて任意の様式を提出することができる。

(助成金の額の確定)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市フードバンク活動支援助成金確定通知書(様式15)により行うものとする。

(決定の取消し)

第17条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき
 - (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 前項の取り消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合においては、助成事業の当該取消に係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合においては、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 19 条 助成事業者は、助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 1 月 19 日改正)

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日改正)

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 7 年 1 月 24 日改正)

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 8 年 3 月 13 日改正)

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表

	区分	内容
経費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・食料支援希望者のアセスメントを実施し、自立に向けた助言を行う人員の人件費 ※対象人員が週あたり・月あたりで本業務に従事した実績等を基に算出するなどしたものに限る
	賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所，駐車場に限る
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等
	委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシのデザイン，ホームページの制作委託費等
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア保険料，自転車保険料等
	消耗品備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価5万円未満とする
補助率	上記助成対象経費総額の 10/10。	